令和７年度阿武町シティプロモーション業務　仕様書

**１　事業の目的**

地域活性化起業人制度を利用し、本町のシティプロモーション業務を行う社員を派遣する企業を選定し、町の発展に寄与することを目的とする。

**２　業務名**

　令和７年度阿武町シティプロモーション業務

**３　派遣受入期間**

協定書に定めた日から令和８年３月３１日（火）まで。

**４　業務内容**

（１）魅力あるまちづくりの伴奏支援

（２）子育て世帯などの若年層に届く情報発信

（３）その他シティプロモーション業務に関して必要となること

**５　再委託の禁止**

派遣元企業は、本業務について、一括して第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、町と協議のうえ、業務の一部を再委託することができる。この場合、あらかじめ書面により町の承認を得るものとする。

**６　報告及び検査**

町は、必要があると認めるときは、派遣元企業に対して、業務の履行情報その他必要な事項について、報告を求め検査することができる。

**７　情報セキュリティの確保及び個人情報の保護**

派遣元企業は、本業務の履行にあたり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行うこと。派遣受入期間終了後も同様とする。

なお、個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び阿武町個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。

**８　法令の遵守**

派遣元企業は、本業務の実施にあたり、総務省からの通知等、阿武町個人情報保護法施行細則、その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。

**９　損害賠償**

本業務の実施にあたって発生した損害（第三者に与えた損害を含む）について、賠償の責任を負うこと。

**10　その他事項**

（１）提案した内容を誠実に遵守し、実施すること。

（２）本業務の達成にあたり、より効果的かつ魅力的な事業とするため、本仕様に関する新たな提案は妨げない。

（３）業務の遂行にあたっては町と十分に協議を行い、意見や要望を反映しながら実施すること。仕様書に記載のない事項その他履行上必要な事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。